

報道資料

平成27年12月28日
奈良県薬務課薬物監視係
担当：辻元、吉田
内線 3174、3175
ダイヤル 0742-27-8664

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

厚生労働省の平成25年度無承認無許可医薬品等買上調査において、本県が買い上げた危険ドラッグ9製品中全ての製品から指定薬物が検出されたとの報告がありました。

当時買い上げた販売店は、平成26年8月の一斉立入指導により、いずれも閉店していますが、注意喚起のためお知らせします。

現在のところ、本県には当該製品に係る健康被害の報告はありません。

本件については、厚生労働省と同時に発表しています。

1. 本県が買い上げ、検出した指定薬物の概要

	製品名	販売店(当時)	検出指定薬物等(通称名)
(1)	R-3 EXTRASTAGE	名称：FINE 所在地：橿原市新賀町138-2 パレス細山1F	4-methyl- α -ethylaminopent iophenone
(2)	ZOMBIE ICE POWDER	名称：Prince Herb 所在地：磯城郡田原本町千代 7-1 ビルA 2F	4-Fluoro α -PVP
(3)	Hot Stuff Another 02		5-Fluoro MN-18、FUB-PB-22
(4)	ALADDIN 鬼 FINAL		4-Fluoro α -PVP
(5)	PYSCHOPATH JEKYL		25I-NBOMe
(6)	Peach Premium Incense 12	名称：import shop geroppa 所在地：奈良市杉ヶ町14-1 第一西田ビル1F	5-Fluoro MN-18
(7)	RUSH SPEED		FUB-PB-22
(8)	CRISTINA LUNA Phantom 02		NNE1 indazole analog、5-Fl uoro MN-18
(9)	Sexual GOLD superior		NNE1 indazole analog、5-Fl uoro MN-18

・分析機関：国立医薬品食品衛生研究所

2. 県の対応

今後、インターネット販売等に対しても、県警察本部、近畿厚生局麻薬取締部と連携し危険ドラッグの流通防止に努めます。

3. 注意喚起

危険ドラッグは、インターネット等で「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称する商品が販売されているが、これらの商品には、麻薬、大麻、あるいはこれらの薬物以上の作用を有する成分を含む商品も多く、大変危険ですので絶対に購入しないようにして下さい。

【指定薬物の所持・使用等の禁止】

平成26年4月1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが新たに禁止されました。
違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

参考事項「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(略称：医薬品医療機器等法)」〈抜粋〉

(製造等の禁止)

第七十六条の四

指定薬物は、疾病の診療、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

(罰則)

第八十三条の九

第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十六 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）

○本県が買い上げ、検出した指定薬物

(1) R-3 EXTRASTAGE



(2) ZOMBIE ICE POWDER



(3) Hot Stuff Another 02



(4) ALADDIN 鬼 FINAL



(5) PSYCHOPATH JEKYL



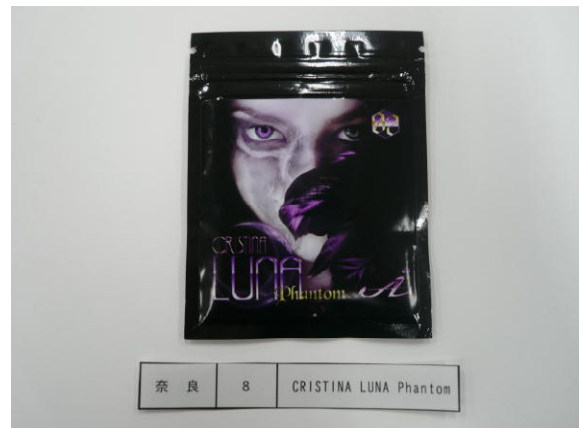
(6) Peach Premium Incense 12



(7) RUSH SPEED



(8) CRISTINA LUNA Phantom 02



(9) Sexual GOLD superior

